

令和元年度 第2回 石狩市子ども・子育て会議 議事録

日時 令和元年 10月 28日(月) 10時 00分～12時 00分

場所 市役所 2階 201 会議室

議事次第

- (1) 開会
- (2) 会長・副会長の選任について
- (3) 子ども・子育て支援事業計画（第2期）の策定について
- (4) その他
- (5) 閉会

出席者

委員

吾田 富士子	○	坪田 清美	○	河岸 由里子	×
和田 洋人	×	近藤 宏	○	伊藤 美由紀	○
新田 大志	○	金子 浩治	○	星野 ゆかり	×
穴田 めぐみ	×	山中 亜弥子	○		

事務局

保健福祉部	部長 大塚隆宣 次長 伊藤学志
保健福祉部子ども政策課	(課長 伊藤学志)、主査 川畑昌博、主査 青木宏美 主任 村田範江
保健福祉部子ども家庭課	課長 榎引勝己、主査 大西泰斗、主査 酒井志保
保健福祉部子ども相談センター	センター長 上ヶ嶋浩幸
教育委員会総務企画課	課長 松永実、主査 古屋昇一

傍聴者 1名

【1 開会】

○事務局（伊藤次長）

みなさんおはようございます。

2名ほどまだみえていませんが、お時間となりましたので、進めさせていただきたいと思います。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。今年度2回目子ども・子育て支援会議となりますけれども、前回の会議が終わりまして、今回また新しい体制でスタートする1回目の会議となります。のちほど会長・副会長を互選という形で決めさせていただきましても、それまで進行を私の方で進めさせていただきたいと思います。私は子ども政策課、子ども政策担当次長の伊藤と申します。大変恐縮でございますが、委嘱状につきましてはすでに机上の方へ配布させていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。なお、本会議の任期についてでございますが、条例の規定により令和4年8月31日までの3年間となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本会の開催に先立ちまして、保健福祉部長の大塚より一言ご挨拶を申し上げます。

○事務局（大塚部長）

改めましてみなさんおはようございます。保健福祉部長の大塚と申します。月末そして週初めのお忙しい中お集りいただきましてありがとうございます。本来であれば市長が参りましてご挨拶申し上げるところでございますが、代わりまして私の方からひとことご挨拶させていただきたいと存じます。

皆様方におかれましては、日頃より本市の子ども・子育て支援にご協力いただきますことに感謝申し上げますと共に、この度本市の委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。新しく委員をお引き受けいただいた方、それから引き続き引き受けてくれた方、改めて3年間よろしくお願ひしたいと存じます。

本市はこれまで様々な子ども・子育て支援の取り組みを行ってまいりました。おかげさまで市内に住む子育て世帯の方々からは、石狩市は子育て支援サービスが充実していると言ってくれることが多くございます。また、道内からも議会等をはじめ視察にみえられていることが多くあります。そういったところで市の特徴は何かと聞かれているところではございますが、やはり本市の子育て支援というのは、市とそれから各種民間の団体、それから市民との協働によって成り立っているということで、その距離が非常に程よいということが一番良いことかなというように思っております。さらにネットワーク化されていることで、まちに根差したきめ細やかな子育て支援につながっているものと感じているところがございます。ただ一方で様々な環境がどんどん変化しているとも感じておりまして、今年は10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。それからいろんな問題も全国的に起きておりまして、子どもの虐待そして引きこもり、待機児童の問題もいろいろと出てきてございます。そして支える側の保育士さんの不足というの大きな問題となってきたのではないかなと思っております。そういった環境の変化に悩み事も多くなっているというのが事実でございます。こうした中、本日お集りをいただいた皆様におかれましては、あらゆる場面で日頃よりご尽力いただいておりますことを改めて感謝を申し上げる次第でございます。

本日の議題でございます。今年は子ども・子育て支援を進めていくための基本的な考え方と施策をまとめた子ども・子育て支援事業計画の改定の年でございます。今年新たに加藤市長が就任し、市政運営も新たなスタートを切ったところでございます。子育て施策に関しては、これまで進めてきたものを受け継ぐ部分と、新しい市長の下、新しい気持ちで子ども・子育て施策というものの支援を展開してまいりたいというふうに考えてございます。今日はその考え方の基本となる新たな計画がより良いものとな

るよう、皆さんそれぞれの立場からご意見をいただき、今年度の完成を目指したいと考えてございます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきますと存じます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤次長）

それでは本日の出席状況を確認いたします。河岸委員と星野委員、穴田委員、和田委員については今日日程の調整がつかないということで、欠席のご連絡をいただいております。今日は4名の方が欠席ということになります。石狩市子ども・子育て条例第5条第2項の規定によりまして、会議は委員の過半数の出席で成立ということが規定されております。本日全委員11人中7人の方に出席いただいております、半数を超えておりますので、本会議は成立しているということでご報告させていただきますと思います。

それでは、本日初顔合わせの方もいらっしゃると思いますので、恐れ入りますけれども自己紹介の方を所属とお名前と近況なども含めてお願いしたいと思います。それでは近藤委員から反時計回りにお願いしたいと思います。

○近藤委員

おはようございます。所属は石狩市私立認定こども園振興会で、花川北2条5丁目の花川わかば幼稚園の園長をしております近藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○坪田委員

石狩市の保育所連絡協議会の坪田と申します。

○吾田委員

藤女子大学保育学科の吾田と申します。保育所実習とか保育所関連のことを学生と一緒に勉強している立場であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○山中委員

樽川なかよし子ども会の役員をやっております山中亜弥子と申します。よろしくお願いします。

○金子委員

社会福祉法人はるにれの里の金子と申します。主に知的障がい・自閉症・発達障がいの方々の支援を行っている事業所です。昨年ですけれども、南8条に地域活動支援センターというのがあるんですけども、そこを増築して今まで皆さんが頑張って来られた、居場所としての「えみなテラス」というのを小さいですが造りまして、少しずつですが利用が始まったばかりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○新田委員

遅れてしまいすみません。NPO法人ジェルメ・まるしえの理事長をしております新田です。うちの団体は主に不登校・引きこもりの相談室ということを5年前から市の委託を受けて実施しております。相談窓口や居場所活動、就労支援や学習支援など様々なサポートをさせていただいております。よろしく

お願いいたします。

○伊藤委員

おはようございます。特定非営利活動法人こども・コムステーション・いしかりの伊藤と申します。当法人では子育て支援、児童の健全育成と居場所づくりなどの事業を行っております。市のほうから市内の児童館の指定管理をいただいておりますので、子どもたちがのびのびと遊びに来られる児童館を目指して行っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤次長）

皆さんよろしくお願いいたします。それでは次に、本日出席しております事務局の方の紹介もさせていただきますと思います。

○事務局（大塚部長）

4月から異動で保健福祉部のほうに来ました。何かと勉強中ですが、いろいろとよろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤次長）

おはようございます。子ども政策担当の伊藤と申します。今回の子ども・子育て支援会議の事務局をやっております。また計画の策定をやっておりますので、今後皆さんの方にはいろいろご意見をいただいて今年度中の完成を目指して参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局（青木主査）

同じく子ども政策課の青木と申します。いろいろと皆さんと連絡調整させていただく機会が多いと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（村田）

子ども政策課の村田と申します。皆さんにご案内の文書等をお送りさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

○事務局（川畑主査）

同じく子ども政策課の川畑です。よろしくお願ひいたします。

○事務局（櫛引課長）

子ども家庭課長の櫛引です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（大西主査）

子ども家庭課の大西と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（酒井主査）

同じく子ども家庭課の教育・保育を担当します酒井と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（上ヶ嶋センター長）

子ども相談センター長の上ヶ嶋と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（松永課長）

おはようございます。教育委員会より参りました生涯学習部総務企画課の松永です。よろしくお願いいたします。

○事務局（古屋主査）

同じく教育委員会総務企画課の古屋と申します。現在教育プランの方も改定の時期に来ておりますので、皆さま方のご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤次長）

事務局共々よろしくお願いいたします。

それでは本日お配りしている資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、郵送で事前にお配りしている資料が、

- ・議事次第

- ・資料1 第二期子ども・子育て支援事業計画の策定について

になります。次に、机上にて配布させていただいたものが、

- ・座席表

- ・第三回会議の日程調整表

- ・子ども・子育て支援制度について

- ・事業一覧

になります。お手元にありますか。よろしいですか。

【 2（1） 会長・副会長の選出について】

では、次にいきたいと思います。

会長・副会長の選出にまいります。条例第4条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっておりますが、これについて皆さまからご意見ありましたらよろしくお願いいたします。

○近藤委員

事務局案があればよろしくお願いいたします。

○事務局（伊藤次長）

はい。今近藤委員から事務局案ということでご意見をいただいたのですが、よろしいでしょうか。

それでは事務局案をお示しさせていただきたいと思いますが、事務局と致しましては会長には藤女子大学の吾田委員、そして副会長には石狩市保育所連絡協議会の坪田委員にお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ではご了承いただきましたということで、会長には吾田委員、副会長には坪田委員にお願いしたいと

思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより進行を吾田会長にお願いいたしますので、申し訳ありませんけれども、お席の移動をしていただいて、よろしくお願いいたしますと思います。

よろしくお願いいたします。

○吾田会長

皆さま、経験値の薄い者なんですけれども、本来は坪田先生が会長になるべきなんですけれども、石狩に住んでいない中立な立場としてこの場に座らせていただきました。私が会長になったからには、発言しない人は一人もいない、発言しないと帰られないという会議にしたいと思いますので、どうぞ積極的なご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員一同、よろしくお願いいたします。)

それでは早速議事に入っていきたいと思います。その前に会議の進め方について事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（伊藤次長）

まず、当会議は原則公開としております。誰でも傍聴できる形で開催し、議事録につきましては、事務局で作成したのち、ホームページに公開することになってございますので、皆さまにおかれましては、あらかじめご了承くださいと思います。なお、後ほど写真を撮らせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。もし、写真は掲載されるとちょっと事情がありますという方は事前におっしゃってください。よろしいでしょうかね。では、後ほど撮影させていただきます。

次に本会議の運営に関しまして、あらかじめ確認しておきたい事項が2点ございます。

まず1点目は、会議録についてでございますが、前回までは全文筆記とし、出席者全員の確認を得たのち、会長の署名をもって確定という方法をとっておりました。会議録はこれまでどおり全文筆記と致しまして、出席者全員の確認を得たのち、副会長にご確認をいただいた上で確定し、皆様に配布させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に2点目としまして、市の審議会等ガイドラインでは、委員のみなさまの同意を得たうえで、傍聴者が傍聴しての感想や意見を文書で提出することも可能とされておりますことから、傍聴者に所定の用紙を配布させていただきたいと思っておりますので、こちらもよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○吾田会長

ありがとうございます。ただいまの事務局から会議の運営について2点説明がございました。皆さんの確認後、副会長の署名で議事が確定するということと、傍聴者の方からの感想や意見等について

文書での提出を認めることの2点でございます。これについて委員の皆さまから何か意見がございましたらよろしく申し上げます。大丈夫でしょうか。写真撮影はなるべく皆さん美しく撮れるようにご協力お願いしたいと思っております。

それでは議題の方に入っていきたいと思えます。今会長・副会長の選出が終わりましたので、(2)の子ども・子育て支援事業計画の第二期の策定についてということです。たくさん量があるので、章ごとにまとめてということであると思えますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

【2(2) 子ども・子育て支援事業計画第二期の策定について】

○事務局(大西主査)

みなさんお疲れさまです。子ども家庭課の大西です。私の方から、議題に入る前に子ども・子育て支援新制度についてということで、概要の方をお話しさせていただきたいと思えます。

資料につきましては本日お配りしております「すくすくジャパン」を使っていますので、よろしくお願ひします。この子ども・子育て新制度につきましては、平成27年にスタートしてありまして、5年目を迎えることとなっておりますので、ご存じの方も多いたと思えますけれども、このあとの計画に関連いたしますので改めて概要についてご説明したいと思えます。資料につきましては、国のパンフレットを抜粋してあります。ページの上部にページ番号をふり直しています。1～8ページにつきましては、平成28年4月につくられた一般向けのパンフレットからの抜粋になります。9～25ページは、平成27年7月の施設・事業者向けのハンドブックから抜粋したものを使用してあります。

それでは、1ページ、2ページをご覧ください。

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることとして、平成27年4月にスタートしてあります。この新制度の実施のために消費税率引き上げによる増収分を活用して、社会全体で子どもの育ち、子育てを支える制度となっています。

また、新制度におきまして市町村は、地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、5年間を計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を新制度の実施主体として、作成することとなっております。この計画の策定にあたりましては、市町村の子ども・子育て会議、この会議の意見を聞いて進めることとしてあります。

3、4ページをご覧ください。

新制度では従来からの、幼稚園、認定こども園、保育所に加え、「地域型保育」が創設されてあります。この地域型保育は、基本的には、19人以下の少人数の単位で、0から2歳の子どもの保育する事業になります。家庭的、小規模、事業所内、居宅訪問型の4タイプがあり、市町村の認可事業となっております。

市内の教育・保育施設についての状況をお話しいたしますと、新制度がスタートする以前につきましては、幼稚園が4園、認定こども園1園、保育所8園がございまして、合計13園がございましたが、現在では、すべて認定こども園に移行している状況となっております。また、この新制度を契機に、認可外保育施設から小規模保育に移行した園が1園、事業所内保育事業を認可した園が1園あります。その後小規模保育の園につきましては、その後、認定こども園に移行しています。

現在は、認定こども園が14園、事業所内保育事業が1園あります。このほか、厚田・浜益区にへき地保

育所が3園、企業主導型2園、認可外保育施設等が4つある状況でございます。

続きまして5、6ページをご覧いただきたいと思います。

新制度の教育・保育施設の利用を希望する場合、居住地の市町村から利用のための認定を受ける必要があります。この認定は、子どもの年齢と保育の必要性の有り無しで区分されます。1号認定は、3歳以上で、幼稚園や認定こども園の幼稚園部を利用する場合に必要なになります。2号認定は、3歳以上で、保育の必要性があり、保育所等を利用する場合、3号認定は、3歳未満で、保育の必要性があり、保育所等を利用する場合となっております。保育の必要性につきましては、6ページに記載されている通りになりますので、ご確認くださいと思います。

7ページ8ページにつきましては、施設などの利用の際の手続きですとか、保育料に関する内容を記載されていますので、内容につきましては各自ご確認くださいと思いますが、保育料の部分につきましては、今年の10月から幼児教育・保育の無償化が始まりまして、3歳児の3歳以上の保育料は無償化されております。無償化の内容につきましては、後ほど別資料でご説明したいと思います。

続きまして9ページからにつきましては、施設・事業者向けのハンドブックの内容になりまして、重複する部分もございますので、15、16ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは地域子ども・子育て支援事業の概要になります。これらの事業につきましては、市町村が地域の実情に応じて実施する事業になっておりまして、子ども・子育て支援事業計画において、市町村の取り組み状況や方向性などを記載する必要がある事業になっております。

この資料には、利用者支援事業から多様な事業者の参入促進・能力活用事業まで、14事業が記載されていますが、法律上は、養育支援訪問事業と子どもを守る地域ネットワーク強化事業が一括りの事業となっております。このため、これらの事業につきましては、地域13事業ですとか、法律の法に、定めると書いて、法定13事業などと呼ばれることもございます。

17ページ以降につきましては、この地域子育て支援事業の個々の事業内容になりますので、内容につきましては、各自ご確認くださいと思います。

続きまして、10月から始まりました幼児教育・保育の無償化の概要についてご説明いたします。資料につきましては、A4の1枚物のカラーになります。こちらをご覧いただきながら聞いていただきたいのですが、まずは幼児教育無償化の具体化に向けた骨子の概要というところを見ていただきたいと思います。この内容につきましては、平成30年12月28日の関係閣僚後に示された資料になります。

まず無償化の対象者・対象範囲につきましては、幼稚園や保育所、認定こども園等を利用する場合には、3歳から5歳の利用料を無償化いたします。0歳から2歳につきましては、住民税非課税世帯を対象に無償化されます。また(2)の幼稚園を利用して保育の必要性の認定を受けた場合には、基本となる保育料の他に、預かり保育の利用料も無償化の対象となります。(3)に移りまして、認可外保育施設等を利用する場合には、3歳から5歳は、保育の必要性の認定を受けた場合に利用料を無償化の対象とし、0歳から2歳については、保育の必要性の認定を受け、かつ住民税非課税世帯を対象に無償化の対象となっております。このほか、就学前の障がい児の発達支援についても無償化が実施されています。概要としてはこのような内容となっております。

裏のページをご覧いただきたいのですが、こちらの表が無償化実施後の子ども・子育て支援新制度の全体像を示した資料になります。無償化に関連する部分につきましては、左側の子ども・子育て支援給付(第8条)の下の青色の枠内、子育てのための施設等利用給付が無償化の対象の部分となっております。この中で新制度に移行していない幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等を無償化するために創設された制度になっています。

その左側の、黄色の枠組み部分につきましては、従来からある新制度の給付制度で、無償化にあたりましては、新制度上の認定こども園や幼稚園、保育所などの利用料を0円とする改正を行うことで、無償化を実施しているところです。

先ほど、子ども・子育て支援新制度の説明のなかで、幼稚園を利用する場合には1号認定を、保育所を利用する場合には2号または3号認定を受ける必要があると説明したところでございますけれども、無償化で新たに創設された子育てのための施設等利用給付を受けるためにも、こちらも別の認定を受ける必要があります。このページの下の方の、子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分を見ていただきたいんですけども、まず上の方の青色で表示されている子どものための教育・保育給付（現行）という部分が従来からある認定こども園等を利用する際に必要な認定区分、その下のオレンジ色の部分、子育てのための施設等利用給付（新設）というのが、新たに無償化の際の給付を受けるために必要な認定区分となっております。内容については記載の通りとなっておりますので、ご確認ください。

このほかもう1枚新制度の用語説明の資料を配布しておりますので、ご参考にさせていただきたいと思います。

私からの説明については以上になります。

○事務局（青木主査）

子ども政策課の青木です。私の方からは、事前にお送りしました第二期の計画の素案についてご説明させていただきたいと思います。

はじめに、資料のボリュームが多いのにお送りするのが直前になってしまい、申し訳ありませんでした。また、今回お示ししている案は素案段階でして、全体的にまだできていない部分が多々あります。最終的には、グラフや図、挿し絵などを入れて、見やすく、わかりやすくしたいと思っておりますが、今回の資料では間に合わなかったのでご了承いただきたいと思います。

本日は、計画の全体、こういうことをこういう考えで掲載しようと考えています、ということをご説明させていただいて、ご意見があれば、もちろん本日もうかがいたいのですけれども、今日以降でも目を通していただいて、ご意見があれば、できれば6日くらいまでを目処にご連絡いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

はじめに、計画の全体像ですが、資料1と書かれた1枚ものが目次にあたるものになります。第1章で子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題、第2章で計画の概要、第3章で計画の体系と具体的な取組、第4章で事業量の見込みと確保方策、第5章で計画全体の推進を記載して、最後に参考資料として国の動きですとかアンケート調査結果をつけたいと考えています。

それでは、第1章ですけれども、ホチキス止めされているものになります。こちらについて、1ページ2ページには、子どもを取り巻く状況と国の動向を記載しています。先ほどご説明のあった子ども・子育て支援新制度の施行ですとか、子どもの貧困や虐待の問題などについて記載しておりますので、お読み取りいただければと思います。

3ページから5ページには、石狩市の子ども子育て環境について記載しています。石狩市の子どもの数の推移と、平成17年以降の子ども・子育て施策について記載しています。ここはグラフなどを入れてもう少しわかりやすい表示にしたいと考えています。

6ページ以降には、第1期の子ども・子育て支援事業計画の評価ということで、基本目標毎に、成果

と課題、成果指標を記載しています。現在の計画の評価については、メンバーが変わる前の前回（8月）会議においてもお示ししてご意見をうかがっていますが、もう少し具体的に、これまでの取り組みと今後の課題を記載しています。

次に第2章ですが、計画の策定にあたってということで記載しています。計画策定の趣旨・目的としましては、本市の子ども・子育て施策は、子どもの最善の利益の保障を目指し、子育てを地域全体で見守り支え合うことのできる地域づくりを理念として進めてきました。この、これまでの基本的な流れを継承し、施策の成果をより実りのあるものとするため、地域全体が共通認識に立って取り組むための基本的な考えや目指す方向性を示し、その理念を実現するための各施策の推進計画とし策定するものということに記載しています。

次に、計画の期間ですが、来年令和2年度から令和6年度までの5年間とし、中間年の令和4年度を目安として、必要に応じた見直しを行っていきます。

次に2ページですが、計画の基本的な考え（基本理念）として、これまで同様、子どもの権利を尊重することを明記しています。

本市では、これまで「こども・あいプラン」（これは、H22～26の計画）や「石狩市子ども・子育て支援事業計画」の中で、子どもの権利条約に位置付ける4つの基本的な権利である「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を計画の基底として施策の推進に努めてきました。また、本市では、主体的に子どもや子育てに関わる市民や団体の皆さんが活動しておりますので、そうした市民参加は石狩市の強みでもあることから、本計画においては、「子どもの権利を尊重し、子育てを地域全体で見守り支え合うまち」を基本理念としています。

次に計画の意味と位置づけですが、この計画は、本市の子ども・子育て施策を包括的に網羅し、総合的に推進するための計画として策定します。計画の基本理念を踏まえ、子どもの権利を尊重し、子どもが育まれる環境の現在と未来を見据え、子どもの育ちの視点に立って施策を推進していくという意味合いから「子どもビジョン」としています。

また、この計画には子ども子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（後ほどご説明する第4章部分です）、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策推進行動計画」（これは第3章部分です）これらを内包します。

また、「市町村子ども・若者計画」や「市町村貧困対策計画」にも位置付けて策定しています。各計画との関連イメージ図が中途半端な記載になっていますけれども、次回までにもう少しわかりやすい図にしたいと考えています。

第1章、第2章についてのご説明は以上です。よろしく申し上げます。

○吾田会長

それでは、最初に子ども・子育て支援新制度の動向、次に第1章・第2章についてご説明がありました。私も石狩のことをよくわかっていないのですが、皆さんもご意見・ご質問がありましたら、ぜひここで忌憚のない意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

前から委員であった方たちはおそらく成果と課題を踏まえてここに立っているもので、きっとわかると思うのですが、私と同じように今日から委員になった人たちは、『なんだろうこれは？』といったことがあるのではないかと思いますので、素朴な部分でも何でもいいと思いますので、ぜひご意見をい

ただければと思います。

追々出てくるかと思いますが、それでは続きまして、第3章以降の説明をしていただいて、また発言の機会を得たいと思います。よろしくお願いします。

○事務局（青木主査）

では、第3章のご説明をさせていただきたいと思います。施策体系と事業・取り組みについて記載しています。

1ページ目には、施策体系を記載していますが、「ライフステージに応じた、切れ目ない子育て子育て支援」として「妊娠・出産期」「子育て期」「子育て・自立期」の3つの領域と、「子ども・子育てを見守り支える地域づくり」として「すべての子どもと家庭への支援」「地域の子育て力の向上」の2つの領域について、それぞれ基本目標を設定しています。

基本目標ごとに盛り込まれた基本施策を総合的かつ計画的に取り組むことによって、「子どもの権利を尊重し、子育て子育てを地域全体で見守り支え合うまち」の実現を目指しています。

基本目標ごとに、3つから8つの基本施策を設定していますが、これについても案ですので、この施策は、こっこの領域に入れたほうがいいのかとか、この施策とこの施策は順番が逆の方がいいのではないのかとか、この表現はわかりにくいのではないのか、といったご意見もいただけるとありがたいです。

それでは、2ページ目をご覧ください。まず、見方ですけれども、はじめに基本目標が記載してありまして、その下に囲みで基本目標の説明、その下の囲みが現状と課題を記載しています。次のページには（3ページ目）に、太字で書いてあるのが基本施策、その下に○で始まる文章が取り組み内容、そして四角の中に関連する個別事業ということで記載しています。

2ページの基本目標Iですが、「妊娠・出産期」ということで、「安心して出産、子育てができる環境の充実」を目標としています。現状と課題として、本市の子育て世帯の約7割は、結婚や第1子出産後に市外から転入してきておりまして、制度や地域資源の情報提供の仕組み、正しい知識等を学べる機会の充実と妊娠中から育児に不安や困難感をもつ家庭を早期に把握し、包括的に支援する体制が求められます。また、アンケート結果を基に、これまでの居住地の移動状況と第1子の出産年齢のグラフを掲載しています。

3ページには、基本目標の「安心して出産、子育てができる環境の充実」の実現のための3つの基本施策と、そのために必要な取り組み内容、具体的な事業を記載しています。

1点目として、妊娠・出産に関する相談体制の整備、2点目として安心・安全な妊娠・出産に向けた支援、3点目としてワーク・ライフ・バランスの推進としています。

次に4ページをご覧ください。「子育て期」ということで、「子育てしやすいまちづくりの推進」を基本目標としています。

現状と課題として、アンケート調査結果から読み取れる母親の就労状況と、今後の就労希望についてグラフを記載しています。子どもの人口は将来的に減少していくと予想されますが、当面は保護者の就労ニーズのピークは続くものと考えられることから、教育・保育の適切な量と質の確保が課題となります。施策としては、5つ、「親子の心と体の健康づくり」「子育て支援制度等の情報の提供」「教育・保育の充実（仕事と子育ての両立支援）」「緊急時のサポート体制の強化」「身近な相談・交流場所の整備」の5つを基本施策としています。

次に7ページをご覧ください。「子育て・自立期」として「子どもの生きる力を育てる」を基本目標Ⅲとしています。未来のまちづくりを担う子どもを育てるため、子どもがひとりの主体として、健やかに自分らしく成長できる環境づくりを進めます。しかし、課題として、本計画の基本的な考え方である「子どもの権利」については十分に理解されていないこともあり、意識の醸成に向けた取り組みが必要となります。

施策としては8ページ以降ですが「子どもの権利の普及啓発」「確かな学力の向上」「食育の推進」「ふるさとへの愛着と豊かな心の育成」「健やかな体の育成」「子どもの居場所づくり」「子どものまちづくりへの参加」「家庭の子育て力の向上」の8つを基本施策としています。この「子育て・自立期」においては、特に教育委員会との連携が必要となりますが、先ほどもありましたが教育委員会の計画（教育プラン）も来年度の改定に向けて現在作業中ですので、そちらとの整合性を意識しながら、連携していきたいと考えています。

次に11ページですが、「子ども・子育てを見守り支える地域づくり」として「すべての子どもと家庭への支援」を基本目標4としています。「家庭環境や発達の状況に左右されず、すべての子ども達が将来に希望をもち、子どもらしく安心して暮らせる環境を整備すること」がこの基本目標です。

施策として、「障がいや発達に配慮が必要な子どもへの支援」「児童虐待の未然防止と対策」「困難を抱える子どもと若者への総合支援」「ひとり親家庭の支援」「子育て家庭への経済的支援」の8つを基本施策としています。

最後に、15ページ、基本目標5ですが、地域の子育て力の向上です。子どもと子育てを見守り、支える人づくり、地域づくりに資する取組みを推進します。

核家族化や地域との関わりの希薄化により、子育て世代同士の交流の機会が減っており、周囲に助けを求めることができない保護者も増えています。一方で、子どもや子育て家庭のために力を発揮したいと考える方も多くいることから、情報共有をしながら活動を補完しあえるネットワークの形成が求められています。

基本施策としては16ページ以降ですが、「子育てにやさしいまちづくりの機運の醸成」「子どもが主に活動する場所の整備」「安全・安心・見守り体制の構築（家庭、学校、地域のネットワークづくり）」「地域における取組への支援」「地域住民の教育活動への参画支援」の5つを記載しています。

以上が、5つの基本目標とそれを実現するための基本施策の案です。

なお、資料はありませんが、このほかにというかこの中から、重点となる施策をピックアップして、ポンチ絵などを入れてわかりやすい形で記載したいと考えています。具体的には、放課後子ども対策、子育て世代包括支援、要保護対策、教育・保育の充実、といった視点でと考えています。

今日お配りしたこの事業一覧なのですが、追加でお配りしたのですが、基本施策の下に記載してある事業を一覧にしたものです。内容がわかりにくいので別添で付けさせていただきました。計画にも一覧で載せた方がわかりやすいかなと考えているところです。

以上です。よろしく申し上げます。

○吾田会長

ありがとうございます。

第3章は具体的な策定の内容について書かれているのだと思います。これについてご質問ありませんでしょうか。私は初めて見るので本当に何もわかっていないのですが、これまでの計画にあったもの、

引き続きのものと、今回新たに加わったものというものはあるのでしょうか。あるいはなくしたものというものはあるのでしょうか。もしその違いがあればお願いします。

○事務局（青木主査）

体系自体は第1章の6ページから記載してある基本目標が3つありますが、これをライフステージごとに基本目標を設定して、それを支える地域づくりということで位置づけたのですけれども、中に載っている考え方としては並べ替えたということであって、考え方をなくしたものはないです。

新たに入れたものとしては、例えばですけれども、子どもの貧困の視点ということで、第3章の13ページ上ですが、基本目標Ⅳの困難を抱える子どもと若者への総合支援ですとか、内容的には今までの計画にも同じものが載っているのですが、施策の方向として困難を抱える子どもと若者への総合支援としては出していなかったのです。

○吾田会長

そうすると、枠組みが少し変わったけれども、行っている内容は今までのものと全く変わっていないということですか。

○事務局（伊藤次長）

基本的な考え方は変わっていません。最初の説明にあったように、ライフステージごとに施策を並べ替えた方が子どもが生まれてから育つ自立までの過程を示した方がわかりやすいかなと思い、構成を変えたということがまず1つです。それから新たな視点としては、貧困というのがこれまでの5年間で新たな課題として見えてきたので記載しました。貧困対策だからといって特別に新たなことをするというのではなくて、あくまで総合対策に位置づけておりますので、既存の取り組みを効果的に活用しながら子どもの総合支援を進めていきたいということで入れ込んでいます。そのほかはどちらかというと、例えば待機児童対策にしても虐待問題にしても近年いろいろとまた5年間で制度改正が行われたり、児童虐待についてはより深刻な事案が全国であるので、そういった社会背景を踏まえて本市においても今後どういった対応が必要かといったことを、どちらかといえば強化・拡充していくといった視点で盛り込んでいるため、全体の印象として新たにやめたあるいは全く新たに盛り込んだというものはそれほどないかと思えます。

○吾田会長

そうすると、私たち委員は、たいていはどこを変えたかということにポイントを絞って審議しましょうとなりますが、ライフステージごとにしたことを除けば基本は変わらないということですね。

○事務局（伊藤次長）

そうですね。あとは基本的な考え方のところ、児童福祉法の改正等で子どもの権利を尊重するという考え方が、例えば児童福祉法の冒頭の中に明確に位置付けられたということですか、児童館ガイドラインが改正されて、児童館という場所は子どもの権利を具現化する場所だということが明記されるなど、各法によって子どもの権利という部分がずいぶん意識されて改正された動きがあります。ですから、本市としても様々な地域の声なども踏まえて子どもの権利をより尊重していくという部分を今までは計画の基底という中で位置づけていましたが、より明確に出していくために理念の中に子

どもの権利を尊重しますということを位置づけたことは前回の計画と違うところかと思っています。

○吾田会長

わかりました。ありがとうございます。

皆さんは各代表として来られています。直接、保護者の声を聴いたり子どもたちの現状を知る立場として、この計画策定に責任をもたなければいけないので、こういう点はどうですかとかこういう点はどうしたらいいんでしょうか、というようなこととお話ししていただければと思いますが、いかがでしょうか。石狩は理念的な部分ではいろいろ改定したけれども、これまでのものを踏襲していくというやり方でいくということです。

○坪田委員

5年も10年も前のことで忘れているのですけれども、前に計画を立てるときに人口だとかの調査に調査会社が入って、調査結果を基盤にいろいろなものを見直していった記憶がありますが、今回は調査みたいなものはついてくるのでしょうか。

○事務局（青木主査）

昨年、「子育て世帯と若者に関する生活実態等調査」というものを行っておりまして、その結果を盛り込んだり、グラフにして入れ込んだりしていきます。

○坪田委員

わかりました。

○事務局（青木主査）

最終的には資料として計画の後ろにつけたいと思っています。

○坪田委員

それから、包括支援センターという言葉が出てくるのですが、高齢者の方でよく聞く言葉なので、それが子どもに特化した包括支援センターというものになると、どんなイメージなのかなということに興味がありますが、場所があって人がいてということでしょうか。

○事務局（伊藤次長）

子育て包括支援センターという言葉を使うと、センターというひとつの集約された建物というイメージをもたれると思いますが、この子育て支援包括支援センターというのは国が全国市町村に設置を努力義務化されているものになります。考え方としては妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援を行う機能として全国に子育て世代包括支援センターを設置しましょうということです。そのやり方については一様に決まったものではなくて、自治体によってはひとつの建物を整備して子育て包括支援センターです、とやるところもあれば、今までやってきた組織が連携して既存のものを生かしていくということでもいいよ、ということで、それぞれ形態は自治体に任されています。石狩市の場合は平成29年7月から正式にスタートしたと要綱ではなっていますが、基本的には母子保健を中心に行っている部署であるりんくるの保健推進課と保育・手当・相談などを行っている市役所の1階と2階の部署が

包括的に連携して、必要に応じて情報共有をしながら妊娠期から子育て期まで様々な情報提供をしたり、必要な相談を行ったりなどして包括的な支援を行っていくという取り組みでやっています。ただ、坪田委員からご質問があったように、センターという名称ですと誤解を受けやすいところがあるので、もう少しわかりやすく表現できないかなということ考えてはおります。もちろん文書で表現すると共に、イメージ図のようなものを用意してお示していこうと思います。

○吾田会長

子どもが生まれましたという届けをしに役所へ行って、その人はそこに行ったら何でも揃うということではなくて、りんくるも行って、市役所の2階も行ってという感じになりますか。

○事務局（伊藤次長）

市役所は以前からワンストップ化ということを進めてきていて、出生届ですとか転入の際は、なるべく移動しないで市役所の1階で完結できるような形をとっているんですけども、妊娠届そして母子手帳の交付を行う母子保健業務については、事務ボリュームだとか職員数のことを考えて1か所に集約することがなかなか物理的にも難しい部分があります。母子保健の所管は今までどおりりんくるが中心となって行います。必要に応じて連携するという形で進めていきます。

○吾田会長

お子さんを抱えながら、あっちに行ったりこっちに行ったりしなきゃいけないということですか。

○事務局（伊藤次長）

全てが1か所でできれば一番いいのですが、それは課題ではあります。

○吾田会長

そういうところから、大変だと思いますが、実際にやっているところもありますので考えていくということもひとつあるのかなと思います。例えばよそから一人二人出向してきて手続きができるというようなことも考えられると思いますし、今必要ではないのかもしれませんが、行く行くは考えられるのかなと思います。今ようやく具体的なことが出てきたので、私も考えられるようになってきたのですけれども、概念的なものが多くて話合うのは難しいですね。

他の委員の方たちはどうでしょうか。山中さんいかがですか？

○山中委員

私、元々は札幌に住んでいまして、石狩に越して来て3年目に入ったのですが、越して来た時にまずどこに届けを出したらいいのか、ちょうど子どもが小学校に入る時期だったのですが、その手続きをどこでやったらいいのかとか、市役所とりんくるがあるということがわかっていなかったのも、まず市役所に来て「それはりんくるに行ってください。」と言われたりだとか、2つの建物を下の子（乳児）を抱きかかえながら、風が強い中行き来するのが何の試練だろうと思いました。距離的にはそんなにありませんが、風の強さだとかもあるので、屋根付きの通路でもあればいいのにと考えたことはあります。ショッピングモールなどで建物をつなぐ通路のようなイメージがあったので、雨や雪の日には子どもを抱え込みながらの移動は大変でした。小さい子も大変ですが、高齢者の方もりんくるにデイサービスも

あるので、ツルツル・ガタガタ路面を歩くのは大変だと思うので、せめて市役所とりんくるの行き来くらは楽に行ける工夫というのがあると今後いいのかなと思います。

○吾田会長

市役所の方に迎えに来てもらえるとか、そういう制度があるといいですね。

○事務局（大塚部長）

保健福祉部の中でも、高齢者・障がい者はりんくるの中にあって、子ども関係は市役所の1階にあり、子ども相談センターは2階にあり、4階には生活保護や生活困窮ということで、常時りんくるとは密接に関係するようなことになりますので、夏場はちょっと遠いんですけどもということは皆さんに受け入れてもらえるのですが、吹雪くと大変なことになってしまいます。そもそもどうしてそんなに離れているんだという部分もありますが、当時いろいろとありまして、最高での距離だったということもあるものですから、そこに通路を造るというのは希望としてはよくわかるのですが、なかなか難しいという気がしています。いかに職員同士が連携をとって、例えば「今から〇〇さんが行くから対応してください。」とかそういうソフト面での対応をしていくのが現実的かなと思います。

○坪田委員

でも、職員の人数が多いというのもわかりますが、利用者ファースト目線からいけば、子どものことはここに行けば完結するよ、高齢者はここで完結するよということが出来なくはないと思うんですね。窓口のところに専門の人が揃った、要するに包括支援センターがあれば、子どものことはここに行けば全部わかる、これを書いて来てくださいで済むのではないのでしょうか。その後の事務処理はりんくるだろうがどこだろうがいいわけでしょう。やっぱりそこに保健師さんがいて、障がいのことがわかる人がいて保育のことがわかる人がいて、教育委員会の人やいて、幼稚園等のことがわかる人がいてという所があって、子どもが生まれてそこに出生届を出す、利用者が必要だと思ったことが全部ここで包括されて、その後の書類のやりとりは、役所からりんくるまで職員が行ったり来たりしてくれればいだけで、利用者目線からいうと山中さんが言ったようなことは可能だと思います。

○事務局（大塚部長）

できるだけそういう風に手続きが何回もあつたりならないように、例えば子どもの方は1階に子育てコンシェルジュを2名置いて、できるだけ全部のことがわかるようにしています。利用者の方が無駄な動きをしないようにはしているのですが、最低この手続きは本人でないといけないとかいろいろありますので、そこらへんは改善できるところは改善していきたいと思います。

○坪田委員

もうちょっとできる気がしているのですが。

○吾田委員

このことは議事録に載って皆さんの目に触れることになるとと思いますので、市民の方の声が大きくなれば市としても動かざるを得ない状況になりますので、たくさんの方が石狩に入ってこようとしている時に、「りんくるって遠いから大変だわ。手稲や拓北あたりにしておこうかな。」となると、石狩にとつ

ては残念なことになると思うので、そこを見据えて今検討に入っていただくと、市民にとっては考えてくれているんだ、年をとるまで住んでいても大丈夫だなとなると思います。そういう風に、子どものことから高齢者のことを見据えて、雪はあるけれど住みやすいと安心できるものを用意していただけると有難いかなと思いますね。

ちょっと話が外れてしまいました、他に委員の方いかがでしょう。指名されなくても言っているんですよ。

○伊藤委員

先ほど児童館のガイドラインが大幅に変わってというところがありましたけれども、大人は人権や人権意識というのですけれども、子どもの人権という言葉を意識する、頭で理解するのではなくて、やっていることにつながるような、今子どもの生きる力を育てるということが必要だなととても感じています。大人たちがあれもできるよ、これもできるよとやってあげるのではなく、いろいろな面で弱者ではありませんけれども、子どもは力をもっていて、弱いんじゃないくて経験値だとか知らないことが多いだけで、強い子どもたちに育てるべきなんだなと思って私はいろいろなやりとりをします。石狩市もやってあげるのではなく、子どもたちがどんなに逞しく育っていくか、石狩にいたからこそこういう逞しさが付きましたとか、生きていけるっていう子どもたちになるためにはどんな内容が必要なのかなと考えています。

今ちょうど「りんくるプラン」という福祉の部分の改定もしていて、福祉の話を見ると子どもは弱いものだという対象なので、そうではなくて福祉の面からももっともっと子どもが力をつけていけるように、と思ってみえています。取りとめのない話で、どこにどう記載してほしいということも具体的にはないのですが、こうであってほしいという思いです。国はこう思っているかもしれないけれども、石狩はここが光っているからこういう子どもが育てられる場所なんだという核があれば、児童館の指定管理をしていますので、石狩市の児童館というものをつくっていききたいなと思いながら発言させていただきました。

○吾田会長

ありがとうございます。

子どもたちって安全・安心できる場所があれば、どんどん伸びていきますけれども、まずそこが守られないと死に至っていきますので、それプラス教育・保育というところになってくると思いますね。私もりんくるプランのというものを見たことがないので、りんくるプランについてお分かりの方がいれば、お願いします。

○事務局（大塚部長）

私担当なんですけれども、まだまだ今策定中でして、今回りんくるプランもちょうど見直しで策定過程に入っています。りんくるプランというのは地域福祉をどうするかというものですが、いろいろな課が集まって、伊藤委員も入られています。ワークショップをしています。今回その中で、今まで子どもの視点というものが無い計画だったので、今上から子どもを見るのではなくて、という話がありましたが、子どもの視点もその地域福祉計画の中に少し入れ込みながら、社会全体でいろいろなものを支えていこうという動きです。実質動くのは社会福祉協議会というところが窓口となって動きますが、地域福祉のトータル的計画というもので、今年改定をして何ヵ年かは忘れましたが、そういう形で策定してい

る最中のものです。

○吾田会長

わかりました。簡単なものでもいいので、もし資料としてあれば次回目に触れられたらと思います。よろしくお願いします。

他にありませんでしょうか、どうですか。進みながらということにしましょうかね。では、第4章をお願いします。

○事務局（青木主査）

では、第4章、「量の見込みと確保方策」です。法律で定められている子ども・子育て支援事業計画部分になります。

1 ページ目には、先ほどカラーであった抜粋なんですけれども、子ども子育て支援新制度の全体像を掲載しています。下段には、この後に出てくる1号・2号などの認定区分の説明を記載しています。

2 ページ目、提供区域の設定についてです。これまでの計画同様、石狩・厚田・浜益の旧行政区域を教育・保育提供区域として設定します。区域ごとに設定する事業として、教育・保育事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業の3つがあり、それ以外はの事業は市全域で考えることとしています。

3 ページ目に、子どもの人口の見通しを記載しています。第1期計画と同様の手法で今後5年間の子どもの人口を推計しています。各小学校区ごとに推計して、足し合わせる形で出しているのですが、樽川地区の宅地開発による子どもの人口の伸びは、今後は落ち着くと思われることから、南線小学校区については、これまでの伸び率を若干抑えて推計しています。

また、全市的に、女性の人口が減っていることから、出生率が横ばいでも、生まれる子どもの数は減ることになるので、児童数は全体として減る見込みになっています。

4 ページ、5 ページには、教育保育給付対象事業について、今後の量の見込み（ニーズ）と確保方策を記載しています。

5 ページの表は、一番上が、市全体、その下に、石狩・厚田・浜益の地区ごとに、令和2年度から6年度までの見込みを記載しています。石狩地区については、これまでの計画では、4月1日の見込みで考えていましたが、一番入所人数の多い時期を基準として考えた方がいいのではないかと考え、3月末の量の見込みを記載しています。無償化により、3歳以上の子は、ほぼ全員がどこかしらに入所するという見込みで、推計しています。また、無償化になった本年10月の申込状況から、1号の割合を減らし、2号の割合を増やしています。0～2歳についても、これまでの推計と、アンケート調査の結果から、ニーズは徐々に増える見込みです。ただ、利用する割合は増えても、そもそもの児童数が減る見込みであることから、量の見込みの合計数も年々減る見込みになっています。

厚田地区については、令和2年度から厚田保育園が地域型保育に移行し、令和3年度で聚富保育園がなくなることとなります。厚田・浜益地区については、それぞれの地区内で充足できるよう、事業を進めていきます。

6 ページからは、地域子ども・子育て支援事業です。先ほどカラーの資料で説明のありました13事業についてとなります。

はじめに、利用者支援事業です。妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援として、子どもや保護者、妊娠している方等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の地域連携を実施する事業です。先

ほどの包括支援センターにつながっていくものです。基本型については、市役所本庁舎に子育てコンシェルジュを配置し、母子保健型については、総合保健センターりんくるに母子保健コーディネーターを配置して実施しています。今後も、基本型と母子保健型の連携により、利用者支援事業を実施していくこととしています。

7 ページに延長保育事業について記載しています。保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間（11 時間）を超えて保育を行う事業で、市内保育所（認定こども園保育所部含む）全ての園で実施しています。地区ごとに量の見込みと確保方策を推計しています。表の下に※で記載しているのは、考え方のメモなので、計画策定時には別で管理して、計画書には記載しないつもりです。これまでの利用割合から、今後の見込みを推計していますが、いずれも、②の確保の内容が①の量の見込みを上回っており、ニーズをカバーできると見込んでいます。

続きまして、8 ページ目。実費徴収に係る補足給付を行う事業と多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業で、どちらも、国の実施要綱に基づき実施していきます。

9 ページ放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）についてです。国からの通知によりまして、学年ごとの量の見込みを記載することとなっています。アンケート調査結果から、高学年までの利用意向が増えていく見込みですので、高学年の利用率を少しずつ増やして想定しております。学校区ごとの見込みは 10 ページに参考に添付してあります。特に南線小学校区や紅南小学校区、花川南小学校区において、ニーズ超過が見込まれています。余裕教室等の状況を把握し、定員の拡大やクラブの増設を検討していきます。当面の予定として、紅南小学校区は来年度から定員を 15 増やしまして、南線小学校区は、おおぞら児童館をふれあいの杜公園内に移転・新設することを計画していますので、その際にクラブを増設することを予定しています。なお、放課後子ども対策については、後ほど、17 ページで再度ご説明します。

次に 11 ページの子育て短期支援事業（ショートステイ）です。保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。これについては、実績がないことから、量の見込み、確保の方策、いずれも見込みは低めに設定していますが、見込みよりも多く利用意向があった場合も、対応できるような体制は整えていくことにしています。

次に赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）です。保健師等の専門職員が、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。全ての過程を訪問することを基本としていますので、量の見込みについては、3 ページの人口推計から、0 歳児全員としています。

次に 12 ページ、（8）養育支援訪問事業です。児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対して、訪問による支援を実施することにより、家庭において適切な養育の実施を確保すること等を目的とします。乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問事業）などをきっかけとして、養育支援が必要と考えられる家庭に対し、訪問指導を継続的に実施する事業です。これも養育支援が必要な家庭全てを対象とすることを基本とします。これまでの実績は、年度によってばらつきがあるため、①量の見込みは、過去 5 年間の平均から設定しています。

次に（9）地域子育て支援拠点事業です。乳幼児親子が、地域の身近な場所において気軽に集える場を提供し、親子の交流や講習、育児相談等を行う事業です。確保の総量としては充足しているところかと思いますが、樽川地区では、子育て支援拠点機能が空白地帯となっていることから、新たな設置が求められています。ふれあいの杜公園内に新設する施設内に、拠点を開設する予定であることから、令和

4年度に1カ所増えて6カ所としています。拠点の開設日数のパターンとしては3日型から6日型までありますが、まだ決まっていないことから、ここでは3日型として推計しています。

次に、13ページ、一時預かり事業です。はじめに、①幼稚園での一時預かり事業（幼稚園型：在園児対象）は、通常の教育時間後や、長期休業期間中などに、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。市内全園（認定こども園幼稚園部）において実施しています。確保の内容が充足していることから、現行体制の維持を基本とします。

次に、②幼稚園以外での一時預かり事業（一般型等）です。これは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に保育を行う事業で、市内3箇所の認定こども園（保育所部）とファミリー・サポート・センターで実施しています。こちらについても、現在の提供体制で充足していることから、現行体制の維持を基本とします。

次に、14ページ、病児・病後児保育事業です。

病気・病気回復期の児童が家庭で保育を受けることが困難な期間において一時的に保育をする事業です。市内認定こども園（保育所部）1カ所（病後児対象）、ファミリー・サポート・センター1カ所（病児・病後児対象）で事業を実施しています。現行体制の維持を基本としていますが、アンケート調査結果では、制度を知らなかったという声もあったので、制度の周知に努めます。

次に、15ページファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）です。乳幼児や児童の一時預かりや送迎など、子育てのサポートを「受たい人（依頼会員）」と「できる人（提供会員）」からなる相互援助活動について、連絡・調整を行う事業です。利用者のニーズが多様化しており、提供会員の確保に苦慮する場面もあると聞いていますが、量の見込みも少しずつ減る見込みであることから、現行体制の維持を基本とします。

最後に、妊婦健診事業（妊婦健康診）です。妊婦及び胎児の健康保持を図るため、妊婦健康診査の公費による一部負担（妊婦一般健康診査14回分、超音波検査6回分）を実施する事業です。すべての妊婦に対し、公費負担を実施することを基本とします。

次に、17ページ 放課後子ども総合プランについてです。放課後子ども総合プランは、次代を担う人材を育成し、加えて共働きの家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省が連携し、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定しました。このプランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に事業の計画的な整備が進められてきたところです。平成30年9月には、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした新・放課後子供総合プランが策定されました。本市においても、国の方針に基づきまして、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させていきます。ということで、現在の課題を下に記載しております。

18ページは、先ほどと重複しますが、放課後児童クラブの今後の整備状況をグラフで示しています。

19ページには、放課後児童クラブ以外の放課後対策として、児童館の柔軟な運営、放課後子ども教室、放課後児童クラブと放課後子ども教室等の一体的な運営について記載しておりまして、下段にあるのが、イメージ図です。図の左側の「児童館を拠点とした放課後児童クラブと児童館事業」と右側の「学校内での放課後子ども教室等と放課後児童クラブ」が協力・連携してすべての子ども達が安心して過ごせる居場所を提供することとしています。

最後に、第5章ですけれども、この計画の推進体制として地域全体で推進すること、この子ども・子育て会議の場で進捗状況の確認や課題の検討等を行うこととしています。進行管理においては、年度ご

とに計画の進捗状況と事業の見直し等について今後協議していただくことを予定していますのでよろしくをお願いいたします。

なお、成果指標については、計画全体（特に第3章）の方向性が定まってから設定したいと考えています。

説明は以上です。

○吾田会長

ありがとうございます。

今4章・5章について説明していただきました。これについて質問・意見ありますか。

放課後児童は今のところ待機がいるんですね。保育園とかは待機児童はいないのですか。

○事務局（櫛引課長）

平成22年4月以来国基準の待機児童は発生していなかったのですが、9年半ぶりに今年の10月1日で国基準で7名出たところでございます。この事業の中でいろいろと連携していきまして、速やかに待機児童の解消に努めて参りたいということで考えてございます。

○吾田会長

今の説明で待機児童がいるので解消しなくてはという報告はなかったですね。

○事務局（伊藤次長）

具体的な待機児童対策については、今後計画の中で必要な供給量を確保していくと位置付けています。基本的には待機児童を出さないという方向性で対策を進めていきます。

○吾田会長

この放課後の子どもたちは一気には解消できないですか。

○事務局（伊藤次長）

放課後児童については、エリアによっても違いがありますが、特に4月5月がピークになり、その後は途中で退所したりして空くケースもあるのですが、花川北地区に比べて花川南地区で、例えば紅南小学校区、南線小学校区、花川南小学校区については、施設面積も狭隘な状態が続いているものですから、円滑化（定員設定の120%まで受け入れることができる）運用もできない状況がありまして、子どもたちの保育の質（環境）と両立していくためには、どこかに新たに定員を拡大するか、別な場所を用意するなどを考えていかなければならないと思っています。

今具体的に進めているのは、ふれあいの杜公園内に児童センターの整備計画を進めているところなので、この中に今おおぞら児童館の中にある放課後児童クラブ（40人定員）を、もう少し拡大した中で新しく整備することで、南線小学校区の待機児童の解消は進めていこうと思っております。紅南小学校区と花川南小学校区については、既存の児童館ですとか、児童クラブの定員拡大という方法で対応していきたいと考えています。

○吾田会長

そのふれあいの杜の施設は何年後にできるのですか。

○事務局（伊藤次長）

今のところ令和4年の春を目標にしています。

○吾田会長

3年後ですね。それまでは今のままということですか。

○事務局（伊藤次長）

そうですね。それまでの間待機児童対策も併せて、おそらくソフト的な取組みで考えていかなきゃいけないと考えています。

○吾田会長

小学校ではできないのでしょうか。

○事務局（伊藤次長）

小学校の空き教室等も積極的に活用するというのが国の基本的な考え方なんですけれども、子どもが多い花川南地区については、やはり児童数も多い地区ですので、なかなか空き教室の確保も難しい状況です。ですので、望ましいのですけれども、別な方法も含めて考えていかなければいけないというふうに思っております。

○吾田会長

そのところは、本当に困っている方たちがいるので、早急に進めていく、優先順位としては高いところですね。順調にいつているところは良しとして。

全戸訪問というのは、皆さん受け入れていますか。「伺いますよ」と言ったら、「うち汚いから来ないでください」という方はいないのでしょうか。

○事務局（青木主査）

それは大丈夫ですが、タイミングが合わないで引っ越しをされる方がいるので、100%にはなっていないです。

○吾田会長

今は小学校の家庭訪問もプライバシーの問題なのかと思いますが、玄関だけとか、なくなっていますよね。

○事務局（伊藤次長）

第1章6ページの前計画の成果指標を載せておりまして、細かな字の表になりますが、「乳幼児家庭全戸訪問事業の訪問割合」ということで、平成30年度の実績としては、96.8%という状況です。

○吾田会長

3歳児の健診も少し減っていますね。障がい児の子どもたちの放課後児童デイというのはこの中には入っていないのですね。

○事務局（青木主査）

第1章の8ページ上段の表の中央あたりにある「障がい児通所支援の充実」の2番目「放課後等デイサービスの利用件数」ということで、件数の推移は出していますが、増えている状況です。

○吾田会長

皆さん何かご質問ないでしょうか。

○山中委員

健診のことでちょっと気になったのですが、乳幼児健診とか訪問があるということでしたが、3歳児健診でやはり若干ですが数が減っているようなんですけれども、もし健診に来なかったお宅に対して連絡をとるだとか、場合によっては虐待の可能性もなくはないと思うのですが、対策はしているのでしょうか。

○事務局（伊藤次長）

未受診者に対しても、様々な機会を通して受診いただくようにという取り組みは今までも行ってきています。全国的に乳幼児健診の未受診者が児童虐待につながるリスクも見逃せないなので、今後もより保健推進課と連携して未受診者へ対応したいと考えています。

○山中委員

3歳児は親からするとイラっとすることもあるので、つい手も出てしまいそうになります。私も健診のときに保健師さんと話をして落ち着いた部分もあったので、こういうのは大切なんだと思います。まず、家で子どもと2人きりでいると煮詰まってしまう、行き場がなくなってしまうので、お母さんと子どもだけでなく、そういう家庭がもっと外に出る機会になる、子育てサロンとか子育てサークルとかがもっとあればいいのかなと思います。

前は札幌に住んでいたのですが、市でやってくれている子育てサークルとかを活用させてもらっていましたが、石狩に来てからはあまりないなあというのが実感だったです。今樽川地区の世帯数が増えていて、公園でお母さんと小さいお子さんが遊んでいるのを見るのですが、どこに行ったらいいかわからないということを言われていたので、出歩ける場所などをPRしてもらえたらと思います。

○吾田会長

子育て支援に関する行ける場所というのは、樽川地区にはないのですか。

○事務局（伊藤次長）

樽川地区には支援センターはありません。以前からそれが課題となっていましたので、今回の整備計画の中で、子育て支援センター機能を設けるという予定で計画を進めています。

○吾田会長

そこが第一優先でここに表れてこなくてははいけないですよ。

○事務局（大塚部長）

あの地区は急にまちが成長したという部分もあって、子育てのサポートが遅れている部分がありました。ふれあいの杜という大きめの公園の中に児童館そして子育ての拠点を3年後になります。造る計画でいます。

○吾田会長

それを少し前倒ししないと。

○事務局（大塚部長）

それがですねいろいろありまして、今年から設計をかけておりまして、具体的にいうと今年基本的な設計をして、来年は実設計に入る、令和3年度にやはり工事は1年かかりますので、令和4年の春というのが最短の工程なんですよ。それまでの間はソフト的なサービスだとか先ほど話があった児童館の部分などで凌いでいかないと考えております。将来的にはそういうものを見据えた中でやっっていこうと考えています。

○吾田会長

青空幼稚園じゃないですけど、保育士さんが公園などに来て皆（親子）で楽しいことをするよ、というのを昔は札幌で行っていましたよね。そんなものも考えてもいいのですかね。各認定こども園にお願いして。

○事務局（大塚部長）

ソフト事業は場所がありますので、いろいろとできないことはないと思っています。

○事務局（伊藤次長）

月1回ペースでは、樽川の会館をお借りして、おもちゃなどを持ち込んでの子育て広場を今も実施しております。

○吾田会長

先ほどの3歳児健診のところは、100%に上げるということも大事ですが、来られていない人たちがどういう状況だったから来られていないのかということが、何件はこう、何件はこうだったということ把握しておくことが大切なのではないかなと思います。その中にもしかしたら心配なご家庭がいたら、問われることが出てきますから。それはここだけでなく全てのことに関係してくるかなと思います。

○坪田委員

先ほど待機児童の話になりましたが、課長なんかは十分に分かっていると思いますが、受け入れるための器はあるのです。保育士の数が足りないのです。保育教諭が足りないのです。どうですか、近藤先生。

○近藤委員

本当にその通りです。

○坪田委員

保育教諭さえいればもう少し預かれるという園がいっぱいあるのです。だから、これだけ受け入れられますよという数は載っているのですが、これからの5年を考えても器の分だけの保育教諭を確保できるかということが一番問題です。器が大きいのに保育教諭がいないために受け入れられない園もたくさんあるので、藤女子の子は石狩で働けるように、吾田先生お願いします。

○吾田会長

東京とかに行ってしまうんですね。奨学金制度をつくっている自治体もありますね。卒業して例えば3年間石狩で働いてくれたら、奨学金（学費）の半分などを免除しますというものがあります。

○坪田委員

道の方の奨学金の縛りとして、札幌ではなく石狩でと言ってきた子はいますけれども、石狩市はないんだものね。

表の中には充足していると出ているけれども、この通りには絶対いかないと思うのと、子どもの人口は減るとなっていますが、第4章4ページを見ると札幌からの転入なども含めて、保育利用の数は増えているんですね。子どもの数は減るけれども、施設利用の数はこのように本当に減っていくのかということと、そこには人の配置が原則ですので、その部分で計画通りにいかない可能性を感じます。奨学金の縛りが必要です。

○吾田会長

札幌の幼稚園や保育園はアルバイトで学生に来させて、そこで囲い込んで、その園はいい園だと言って採用にこぎつけるなどしているところもあります。

でも、今保育学科が基本的に人気がないです。今いろいろな学部・学科の中で人気がないです。保育学科の学生たちも一般企業にどんどん就職していけるので、3年前私が担当したクラスでは一部上場企業で初任給20数万円というところに就職したんです。保育学科卒業でもJALやANAに勤める学生もいます。そういうことを考えると20や22歳で卒業して、正職じゃなくて臨時の保育士なんですよ。こども園は違いますか。

○坪田委員

園によってはこども園も臨時ですね。

○吾田会長

臨時職員となると、「何事か」ということで学生の親は怒るので、まず保育園の臨職採用のところには行かないという傾向ですね。幼稚園は皆正職採用なので、それならまず幼稚園に行こうかという現状があります。考えていく必要があるかもしれないですよ。

○金子委員

2点ほどあるのですが、1つは石狩市でいろいろな事業をやっていることを知らなかったこともあり、子どもショートステイというのがあるということを知らなかったのですが、ショートというのは受け皿としては養護施設が中心で、それ以外にこのまち中でというのはあるのでしょうか。

○事務局（上ヶ嶋センター長）

ショートステイの受け入れ先は、篠路にある柏葉荘と新琴似にある興正学園と契約を結んで受け入れていただいているんだけど、市内においてははいですね。

○金子委員

1点目は考え方なんですけれども、障がいの方でショートステイというと、まちから離れた入所施設というのがかつての考えだったのですが、平成16年から単独ショートというか、小規模のショートステイが制度で障がいの方で認められるようになって、その時に自分たちは“まちなかショート”と言っていますが、離れたところに行ってしまうと子どもたちにとって普段の生活ガラリと変わってしまう。学校に行っていたのが、ショート中は行けなくなってしまう。だから、当初は子どもの権利とかを話し合っ、て、病気も含めて、親の都合で子どもの暮らしが大幅に変わるということを少しでも軽減するために、“まちなかショート”が必要ではないか、ということで2名～4名単位くらいの定員で始めました。そういうことも1つの考え方としてあってもいいのかなと思います。実際に他の地域でもボランティアでそういうことをやっている自治体もあるのですが、子どもの権利を考えると“まちなかショート”があってもいいのかなと思います。

2点目は、要するに8050問題（はちまるごーまる問題：50代の引きこもりの子どもを80代の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や社会的孤立、病気や介護などによって親子共倒れになるリスクが指摘されている社会問題）とかがあって、取り組まれているのですが、高齢の包括に行ったときに、高齢者の介護の話で訪問したのに実は2階に息子さんがいて、しかも引きこもりだったとか、そういうケースもあったりします。そういった点では、ある家庭に行ったときには娘さんがいて、娘さんが精神障がい、ひとり家庭に近い状態で小さな子がいたということも実際にあります。そうすると高齢者の包括と子どものほうが、お互いの情報を共有して実態がよく見えるという仕組みづくりは、もう既にいろいろされているとは思いますが、強化が必要かなと思います。実際に精神障がいや発達障がいのお母さんで、ひとり親家庭で、子どもさんも障がいがあるのですが、障がい受容ということがなかなか難しく苦勞した事例があります。でもそういう家庭に、一方では訪問するような何らかの仕組みが必要じゃないかなと、狭い範囲ですが感じました。

○吾田会長

児童福祉とか何とか福祉とか縦割りの法制度になっている日本なので、それに法ってやっていると横のつながりがなかなか難しくなってきますよね。家庭包括支援センターみたいな子ども・子育てだけではなく家族まで含めた包括支援の取り組みを石狩で始められたら素晴らしいかもしれませんね。石狩は高齢者が多いですか。

○事務局（大塚部長）

石狩は今65歳以上が3割です。ですから、2万人ほどいらっしゃいますので、今金子委員が言われ

ましたように、実は先日もそういう問題がありまして、80（はちまる）世代が虐待を受けていると。それに対応するのが高齢者支援課であったり、包括支援センターだったりするのですが、いざ行ってみると50代の方が引きこもっていた。縦割りでいくと範ちゅうを越えていますから、じゃあどこがやるんだとなります。そういう問題に直面しています。その時にとった対応としては、50（ごーまる）世代の方たちのケアもしなくてははいけないですし、障がいをもっている方だとか、保健師のケアが必要な方だったりだとか、ケースバイケースで変わってくるものですし、全体会議をしまして、そういうパターンの場合にはいろんなケースが出てきますので、それに応じて各課協力してやろうということで、会議をちょうど設けたところなんです。今までの縦割りで追いつかないということが、実態ではあります。上ヶ嶋センター長にも入ってもらいましたし、総合的にやっていかなくてははいけません。

○吾田会長

高齢者が多いというのは、石狩の特徴でもありますか。

○事務局（大塚部長）

そうですね。石狩市の中でも厚田区・浜益区は約5割くらいと非常に高い状態になっていまして、全体でも3割3分くらいですので、高いです。

○吾田会長

雪が多い、高齢者が多いということですね。大変重要な指摘を受けましたが。

○事務局（大塚部長）

8050の問題もありまして市としては、今日新田委員がいらしていますが、来年の4月から（仮称）引きこもりサポートセンターというのを立ち上げる予定で、それをジェルメ・まるしえさんをお願いして、団体と市の協力の中で対応していこうというふうに考えております。

○新田委員

私からも少しお話させていただくと、8050問題は、私たちも相談室を設けて5年経つのですが、30代の後半から5年経って社会に参加できる人もいれば、そうではなくてもっと時間のかかる人もいます。年齢的に支援が長期化していくとか、支援に時間がかかることが、中高年の世代は必然的なのかなと感じていました。

この度うちが窓口となって市と一緒に支援させていただくということになりますが、先ほどのお話のように窓口を一元化するとか、わかりやすくということはずごく大事だと思うのですが、一方で私は引きこもりの支援をしている立場から、その方の抱えている課題が、お子さんのことだけでなく、介護のことであったり経済的な事情があったり医療機関の必要があったりなど、1か所だけでは賄いきれないところもありまして、様々な機関で連携をしてサポートしていくようなネットワークというか横のつながりが非常に大事になってくるのかなと考えます。縦割りでじゃどうにもならないということもそうなんです、窓口を一元化するなどわかりやすく、というのはその通りだと思いますし、その中でもゆるやかにつながっていることで、一つの場所で埋められない部分は様々な機関がつながっていけるようなことは大事だと思いながらいました。また、まるしえとしても8050問題に関わっていきますが、他の分野でも関わっていくことなのかなと思いました。

○吾田会長

ありがとうございました。あとはご意見ないでしょうか。

今日の議題は、第5章までいったのでこれで終わり、(3) その他についてお願いします。教育委員会のことですね。

【2(3) その他】

○事務局（松永課長）

教育委員会です。先ほど主査の方からも触れられたかと思いますが、現在こちらの福祉部門の計画と同じ期間で、来年から5か年の新しい教育プランの策定作業を進めております。今日はこの会議に初めて参加させていただきましたけれども、石狩市内の子どもたちと保護者の方が真ん中であって、福祉と教育が、簡単に連携とは言いますが、連携・連動させる取り組みができるように進めて参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○吾田会長

私は千歳市の子ども・子育て会議にも参加しているのですが、この会議の中で障がい児をおもちのご家族の方が参加くださっていて、障がい児の保育から小学校への連携の話なんかもこの中で上がってきたりしています。ここでは取り上げていないのですね。

○事務局（伊藤次長）

この会議は、そういった施策の検討とか課題の共有というのがありますので、それぞれの皆さんの専門分野において、今こういった課題がありますと出していただいて、それについて話題（議論）にしていただくという部分も目的だと思っています。

○吾田会長

ありがとうございます。

それでは、今日の議題はこれで終わりですけれども、まだ発言されていない方いませんか。

○近藤委員

基本的な考え方としては5年前にも議論しましたが、関連施策のところでも今までの話にもいくつかでしたが、我々としては喫緊の課題としては、坪田さんが言ったように、保育教諭の確保というところです。特に新卒の学生の話は、市内には藤女子さんしかないのですが、札幌市内の施設でも求人を出しても来ないような状況です。現状はそんなところなので、何とか潜在的保育士の掘り起こしだとかいろいろな部分で、行政の支援を受けながら進めていかなきゃならない、我々だけではどうにもならないというところです。なんといっても、子どもが若干ずつ減っていくのは間違いないと思うけれども、特に012歳の部分は保育士一人当たりでみられる人数があるので、若干子どもが減っても保育士の人数は変わらないんですよ。喫緊の課題として、保育士・保育教諭の確保は大変な課題なので、何とかよろしくお願いします。

○吾田委員

ありがとうございます。

今日はいろいろな意見が出されて、私も石狩が抱えている問題が少しずつ見えてきて、今後力になれることがあれば、と思いました。省庁内の問題で課題もいろいろと見えてきたと思うので、抜本的な改革は難しいと思いますが、ソフト面でというのが具体的に見える形で、私は今日初めてここに来ましたけれども、1年後に全く変わっていませんということにならないように、どういう形でか、こんな風にトライしてみましたとかがあればいいなと思います。ここで話題になったけれども放置していましたということにならないように、何とかできる限りのところで構わないので、何とかできたらなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

今日はここには子どもはいませんけれども、私たちの真ん中には子どもがいて、その子どもたちに関わっている皆さんが、子どもたちの声の代弁者としてここに責任をもって出てこられていると思いますので、今日もたくさん意見をいただけて嬉しかったです。次回以降もそのような会議になっていければと思っています。

次回はいつでしょうか。

○事務局（青木主査）

次回は、11月下旬から12月上旬に開催としたいと考えておまして、日程調整表をお配りしておりますので、そちらをお知らせいただければと思います。併せて、このあと意見等思いつきましたらお寄せいただきたいと思っています。

【3 閉会】

○吾田会長

これで会議は終わりますけれども、言い残したことなどありませんか。

それでは長時間に渡りまして、1時間半という予定が2時間となりましたが、本当に今日はありがとうございました。

令和元年11月25日 議事録確定

石狩市子ども・子育て会議

副会長 坪田 清美